

一般財団法人福岡コンベンションセンターホームページバナー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一般財団法人福岡コンベンションセンターホームページ（以下「ホームページ」という）に掲載する広告の掲載基準を定めるものとする。

(広告の掲載承認)

第2条 一般財団法人福岡コンベンションセンター（以下「財団」という）との契約によりホームページに広告を掲載するものは、その掲載する内容についてあらかじめ財団の承認を受けるものとする。

(広告の基準)

第3条 ホームページに掲載する広告は、財団ホームページとしての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告又はこれに類するもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (9) その他掲載する広告として適当でないと財団が認めるもの

(広告の禁止表現)

第4条 広告の禁止表現は、次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合はその広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど
- (2) 実際には機能しないもの
- (3) 閲覧者が財団に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと財団が認めるもの